

寶劍致證

乾

301  
135

0  
1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
40  
1  
2  
3  
4

始



寶文收錄序

元弘天皇大御寶國の御玉手御章り、ほと  
右神の御御手御章を経て是が編集成

成る。其は傳へると今角崎氏の手に渡  
り、之を元弘天皇御御手御章と考へらる  
事無く、御御手御章の御御手御章と考へらる  
事無く、御御手御章の御御手御章と考へらる事

己は書狀行つて多々之をもとめり  
まことちむおはせうの事字はあからく元の  
おつゆ御の取た事もしてある。とぞ  
あてもあらんあらざりれどかねきと爲にし  
きほんとおもひがつともあら致せば  
いそううと今より後計多金をもよ  
むとむ行じとひくわざと見ゆるを取大

宮中用うは神祇二廟多き事元弘三年  
の二月お詔のちと一拵奉うと今一拵  
を整太神社内室うにつきよりていす。此後  
五年の事あらぬ事無むわらうと云模写  
奉うとまづとぞとぞとぞとぞとぞとぞとぞ  
とぞとぞとぞとぞとぞとぞとぞとぞとぞとぞ

あくせすほくと男よきのうへき  
あくとくふやま

高勢をわが身。太極よりあく。  
神せめりやふみゆきあく。

昭治七年二月

出雲太守吉田修作手書

寶鏡代至止考序

三種の神寶の事は、もと之ともやく。魏  
原抄標注乃が記す。はくあるて。あく  
けり。微しきあるて。是れ。はく思ふ  
やう。は考ふえき。松林。ゆゑて。大さく  
え。北峰。手初の。うせぬ。おろつま。南人ひ  
り。けふ。けふ。是

ほの醍醐の一重乃。通岐國より、へてを繪  
る時。大社の神官す。詔下しゆはて。は官す。神  
御事奉ら。鬼薦すへり。神之の津床よ。花す。也  
とす。見えは。今。うつ。よ侍へ。まきぬへる。寶鏡。またも  
久。それからず。いそや更。も。長。つ。お浦。乃。御室。  
ゆくは。れまほの。湯。も。芳壁。の。山。れ葉。の。宮。  
乃。川。す。よ。ゆよ。け。也。も。き。出。す。乃。こと

ちよ。す。ん。あり。よ。け。河。走。道。篠。博。の。櫛。難。宮。の。湯  
代。よ。ま。ア。法。走。き。浴。つ。も。は。大。社。か。う。も。な。ト  
神。代。あ。う。の。袖。突。ト。河。ぬ。身。か。ま。の。か。う。ま。ま  
用。ゆ。清。代。官。と。う。走。き。勢。ゆ。ま。よ。河。の。河。ぬ。ゆ  
る。身。ゆ。河。ぬ。そ。袖。う。き。の。人。河。ぬ。ね。く。ち。て。二。種  
あ。う。袖。もう。タ。る。大。清。寶。お。袖。キ。い。ま。す。あ。り。れ  
す。あ。これ。も。大。胡。廷。の。清。綏。威。い。づ。へ。よ。立。う。尊

至靈をあらそひのいはるまくすをまく西

事毛。官。うき

戊辰秋月

長つの殿人藤原芳祐

寶鏡 改註  
掛卷も畏々天皇朝廷小傳へさせ給へる三種乃神  
器の中此今之寶鏡を出雲國杵築大社玉神代より  
傳充里來し神金よりこよし岱かい瓊瓈ぬり使ひ  
て川瀬神代より此由緒をも少々加以てく抑三種  
乃神器の中此寶鏡も日本紀玉天照大神乃賜天孫  
彦火瓈々杵尊八坂瓈曲玉及八咫鏡草薙劍三種  
寶物と何れ草薙劍尔て其始は素戔鳴尊の出雲北  
肥川上古る鳥髮乃地玉天より降りまして八俣大社  
蛇を斬り給ひて得給ひし天叢雲劍也ト日本紀

以クでク疑ひ奉々清き今よりゆくさざといと  
此もしくこそ思ひ給へ云云 然るふ崇神天皇  
比御代ふゆを呈て神威を畏まセ給ひてそ云神鏡  
室鏡を皇女豐鏡入姫命小託て別小祭らしみ給へ  
至 崇神天皇紀六年云云先是天照大神和大國魂  
二神並於天皇大殿之内然其神勢共住不安故  
以天照大神託豐鏡入姫命祭於倭室縫邑云云 お  
此神鏡毛能毛ち伊勢の天照大御神小海しヨシ室  
鏡を尾張の熱田比大神小まし房毛能毛かくて朝  
廷本毛の神鏡室鏡付摸し給ひて 古語拾遺

一書 日本名天蓋雲鏡蓋大蛇所居之上常有雲氣故  
以名故と見え後小草薙劍といふ靈鏡也云  
景行天皇紀云一云王所佩鏡聚雲自抽之薙攘王之  
傍艸因是得免故號其鏡曰艸薙と云是小神器也  
神鏡を併て三種此神器とて朝廷のいみじき御實  
紀云おの國も三種乃正體をもちて眼目とし福  
なり事と世小所尚ねく知ると古久なり 神皇正  
田とモル事なき湯日月乃天をめぐらむ程を一も  
かげ生まふ滿じき歎天照大神の勅小寶作乃と  
あえまほむあに天化へ寫てなうらむしと侍ルバ

至于磯城瑞垣朝漸畏神威同殿不安故更令齋部氏率石錕龍神衛天目一齒神裔二氏更鑄鏡造劍以爲護身御靈是今跋夜之日所獻神靈之鏡劍也御代御代神靈寶劍內侍所とて傳へさせ給ひ年々小壽永二年七月平宗盛安德天皇まゝ三種の神器伐も抜て西國ト奔走し。嗚八月二十日後鳥羽天皇三種北神器無くて寶祚を嗣せ給へ里此時安德天皇乃西海の行在ト還幸もゆる事さよし北陸宣をおくらセ給ひけども平氏康引き奉らば里しりば終ふ法皇乃詔下て此天皇を、せ給ひけ里の時

關白兼實公もあゝ萬世迄比觸を咎く端ヒカシム之給ひしとかや此等のあと栗山氏の論「保建大記」云古昔三器云云以爲祖先神以爲天位之信又以爲修己之具又以爲馭天下之器上至崇神別模鏡劍爲護身靈世世相承而莫之改也如天德長久之火之神鏡壽永之失寶劍世變固既大而至元曆無靈而卽位則其變不可勝言當時藤原兼實區區恐闇惄端而其裔良基至有以臣爲神靈尊氏爲寶劍之言焉雖然護身之靈墨鎮宇之神物萬世公議終不容爲主亂真閑位夷正則世道雖美王風雖降而三靈之尊自若矣云云

故至<sub>下</sub>以<sub>二</sub>躬<sub>一</sub>三<sub>二</sub>昌<sub>一</sub>爲<sub>中</sub>我<sub>上</sub>真<sub>主</sub>則臣<sub>上</sub>要質鬼神而無<sub>二</sub>疑百  
世以候其人而不<sub>レ</sub>悉<sub>レ</sub>と山賓<sub>レ</sub>里<sub>レ</sub>伴信友翁比委しき  
說<sub>シロシ</sub>殘櫻記云安德天皇御事所<sub>レ</sub>りし後島羽院天下  
知<sub>シ</sub>曾<sub>シ</sub>こむとして神器の御事不<sub>レ</sub>きて尋下され  
る時壽永二年八月十五日勒解由長官大輔藤原信經朝臣  
の勘文<sub>レ</sub>神璽鏡鏡者天照大神賜<sub>ヒテ</sub>皇孫天忍穗耳尊<sub>ミコトノミコト</sub>  
永爲天璽以太子天津彦火瓊々杵尊爲革原中國  
之主以來皇位相傳天下一統夫天之所授人不可奪  
之云云而事不圖今縱散失神若爲神共寶益歸<sub>アガ</sub>云云  
今聖主龜國祈天神玄應無<sub>レ</sub>疑<sub>レ</sub>と論へりそよウシキ

云云も向<sub>レ</sub>見ひらき見て大義を向<sub>レ</sub>きらむべしか  
く<sub>レ</sub>て壽永三年正月二十六日源賴朝小勅して平宗  
盛を討しめ給ふ<sub>レ</sub>壽永四年三月二十四日長門國  
の壇浦<sub>ヒタチマツリ</sub>宗盛生捕<sub>シテ</sub>平家滅亡しける時<sub>レ</sub>清盛  
乃後室二位禪尼時子天皇を抱<sub>シテ</sub>奉<sub>ス</sub>神璽於懷<sub>シテ</sub>  
入<sub>ル</sub>實劍を腰<sub>シテ</sub>海底<sub>シテ</sub>沈<sub>ム</sub>し<sub>カ</sub>バ源<sub>シテ</sub>義經實  
劍<sub>シテ</sub>浮<sub>ム</sub>之出<sub>カ</sub>神鏡と共<sub>シテ</sub>不<sub>レ</sub>京<sub>シテ</sub>還<sub>カ</sub>らせ給<sub>ヒ</sub>朝廷不<sub>レ</sub>傳  
らせ給<sub>ヒ</sub>へ止ども終<sub>カ</sub>不<sub>レ</sub>實劍を失<sub>カ</sub>セ<sub>カ</sub>其後<sub>シテ</sub>實劍乃  
代<sub>カ</sub>清涼殿の御劍用ひ<sub>シ</sub>せ給<sub>ヒ</sub>三長記不<sub>レ</sub>建

久九年正月十一日土御門院天皇受譲比件云次  
神靈次御劍寶劍沈海底之後被用ニ畫御座之御劍也  
と見立ち是なニ貞丈雜記下古代乃畫の御座北  
御劍を亂世上紛失などせしもやといへるも寶劍  
代不通用ひさせ給ひしあど小心行うざりし故に  
る事し今傳ハラセ給へり壹御座之御劍を後鳥羽  
天皇比御代小や作らセ給ひけむ畏きもふれバ  
知らぬにあらば猶貞丈雜記の此件考合を蘆  
しまて此天皇其頃名高き鍛冶を十二人えらもせ  
給ひ十二月小まみちて院内不番外勤ふせ刀を作

らせ給ひも。御自も乍らせ給ひて銘小も十六葉  
乃菊の紋をモ名ニセ給ひシトワ寶劍に大御心  
を寄せ給いけむ。ビモ推量モ奉りベシ  
伊勢より奉<sup>ヲ</sup>レ劍を准<sup>ナソラ</sup>ヘテ御讓位代時小も用ひ  
給ひしよしな。建曆御記小義元讓位時有夢想  
自作勢<sup>ヲ</sup>進レ之云云。それよりかしカくも朝廷乃御  
威光漸<sup>カク</sup>小衰<sup>トロ</sup>ヘさせ給ひ逆臣北条がくめふ後鳥羽、  
天皇を隠岐國小須徳天皇を佐渡國<sup>ヨ</sup>遷幸<sup>マシ</sup>し<sup>ム</sup>有經<sup>アリ</sup>シ  
し甚も甚も阿<sup>カ</sup>ニモ<sup>シ</sup>よしかひ。世<sup>アリ</sup>ニシテ有經<sup>アリ</sup>シ  
ケ鷗後醍醐天皇深く北条<sup>ヲ</sup>徒<sup>トモカラ</sup>を慮<sup>マシ</sup>せ給ひ怒<sup>ム</sup>ら

此を下ひて誅伐とも所思しを、せ給ひしゝども  
天下の人民北条小狂惑せられ勤王乃軍々々  
しよりばかへて巡徒の爲小元弘二年三月隱岐、  
國ふを遠幸ましめしけりその時の御道もりう乃  
事どもハ諸鈔ふも見えとる中近頃出る名和  
氏紀事小出雲、國安來小遠幸ましめ其處ふ  
り御船ふ召ミ美保闇ふ着せ坐まふ太增平記参考此所  
小て古き佛堂を皇居となむ終夜御目も何もぬ  
ほどに夜も明しゝ湧出雲、大社の事も思し出させ  
給ひ供奉の人々ト此御神事素戔鳴尊と申して

大社を大國主神の鎮坐にを素戔鳴尊と詔給へ  
ト中古よりの說よりて詔給いしるをし  
の川上北蛇を獲里給ひて三種乃神墨の中ふて  
第一比寶劍を得給ひし大神なりよに仰あられ  
て御祓敷行ふおよをせ給ひけり論梅松とひけら如  
しかけられ給ひしよしら髮立をかずおも思ひ  
くかの壽永小失せ小し寶劍のふと深くも所思が如  
や直奉らるかくて四月朔日小隱岐國ふ着せ給ひ  
國分寺を皇居とし奉り大御心も安からばおはし  
ぬしけり不明ら元弘三年閏二月二十四日午後、中

將志顯、朝臣富士名、義綱、成田、小三郎金吾などして  
ひそゝ、小車議して皇居を出し奉て二十五日下御  
船出雲、國北野波、浦不着せ給ひ二十六日佐陀、浦の  
江漬といわ所小二十七日杵築、浦不二十八日伯耆  
北尾見といふ所小着せ給ひからうして大坂、港不  
まん見てさせ給ひける。安政五年九月に物せ  
し松上山名和、港舊跡記。大御船も御厨里の漢人  
助右衛門が後乃纏不着せ給ひければ、助右衛門が  
家主荒薦アラコモを見てかこひませぬつゝづれば威ミクリヤふ  
き鷲の時ふさを以ニ室と詔給ひしよ玉家、名を時と

称ひしを今戸屋と書て二十八代連綿して助右  
衛門と称ふよし五と委しくいひてスル不伯耆、卷な  
どいふ書不御船の着しと八橋郡、大坂、浦と西水と  
跡形も無き誤りと事實を引て論へと考久安カネヒサふ  
小大坂不着せ給ひしあとハ名和、長年不賜へ里し  
勅書ふ書せ給へ甚ば他書とも何れ誤りといひし  
ガとしされども御厨、村戸屋が家をえじめさば  
の事跡の残札白をもて見れば大坂といひし  
その郷乃大名下て御厨も大阪の内ふを下りけら  
レ當時民戸八軒の所をよし不て御厨といふ

も昔ち名和漢といひしと書く行在所とな里けれ  
ば御府と唱へしき経小里名とし後より御來屋と  
も書るよし同記云々へ也バ其昔は大坂浦の内な  
リけむと思ひしと名和氏紀事云ハ伯耆民談記氏  
殿權現崛起里説等小島屋の事の見えとらを引て  
御來屋驛自此說り如く傳へより家めれど確左右  
徵止しと論へリ此所より名和又太郎長高を召  
しける不長高一族公もを催し參卫供奉にて船上  
山の本堂へ入御し奉らせケル大日本史云元弘  
三年閏二月二十八日壬辰至ニ伯耆大坂港名和長年

奉迎造三行宮於船上山聚兵衛護發已晦佐佐木清高  
半兵犯船上山名和長年拒卻之鹽治高貞富士名義  
相等半兵來歸乃下詔諸國討北条高時一於是山陽山  
陰南海兵士立一起勒王云云それより三月十日迄  
小伯耆美作出雲隱岐因幡石見安藝備後備中北兵  
共おひきがい官軍小加卫奉其外中國西國乃軍  
勢山上山下四方三里が間不充満し朝敵追討の論  
旨を彼處此處へ下さ九十三日不除目行立从てそ  
れノ小軍大捷<sup>キテ</sup>定め給ひ十四日不大社不王道再  
興か祈り給ふ論旨賜ひける

被論旨傳

右以王道之再興者，專神明之加護也。殊仰當社冥助，欲致四海之太平，仍追述臣爲令復正理，舉義兵取被企征伐也。速得官軍戰勝之利，可歸朝廷靜謐之化。旨旋精誠，可祈申勅願令成就，勸賞可依。諸云依天。

氣狀如件

元弘三年三月十四日

左中將

杵築社神主館

かのちと大日本史ふも元弘三年三月十四日丁未  
禱平賊出雲杵築社一野等範日御時小どある行せ給入

事まよおひききて十七日不去年北三月美保開示  
て大社のちと残所思し出已せ給ひて供奉七八人々  
小仰せられて御涙數行小およもせ給ひし草葦乃  
御劍の事代思しわまれさせ給ひまづけれ小や大  
社へ寶劍勅望向らせられけり  
爲被用寶劍代舊神寶内有御劍可奉渡者論旨如此  
悉之

三月十七日

左中將

杵築社神主館

此時國造孝時宿禰神代より侍在室來ねる神劍二

柄の内一柄を獻らり。太平記小寶劍を武家の輩  
もし天罰を顧をして玉體小近づき奉る事あらば  
御自其及北上不伏させ給たも爲不暫らくより御身  
尔故より事阿リまじきな事云云見えしる實  
鍔を禁秘御鈔ニ承元讓位時有夢想自伊勢進之と  
而ル寶劍ナリベシ然れども寶劍壽永不失不じよ  
リ清涼殿乃御劍分用い給ひ又伊勢より御劍を  
も用ひさせ給へるハ只寶劍不准にて用ひさせ給  
へられ之ふ根本の草薙劍小因縁も無きをゆく  
里もなく素戔鳴尊於草薙劍を得給ひし出雲、簸、川

上なる鳥髮地近き安來郷下遷幸ましくてハ壽永  
小寶劍の失不しより皇威乃衰へさせ給ひしよし。  
などこれらく思ひ出させ給ひて素戔鳴尊より傳へ  
こせ給ひけむ寶劍乃代不用ひさせ給ひ名べき御  
劍も傍らべと大社へ勅望傍らせられしハ時情代  
といひす由神劍体御覽じる是かとよと勅諭而て  
し趣伯耆巻不いへるまゝ寛文四年の記小本國乃  
國守の其御劍大柄鈎此神劍不少しも無相違候ヒ  
みぬまひしなと深く思奉らべきことなりさて是

おもよと勅諭所里しといへるも伯耆、卷小石大仙  
より出でるを云へども疑無く此神劍なりべき  
よしと下ふいふやし。此事本國北事共書る考の  
うちか焼けり見えされどもかげても世あわ知ら  
れぬ。と御室故の明證<sup>アケン</sup>書云むトあり。雲陽志社  
牛不當社神寶多き中不神代より傳ハル。寶劍二  
柄有之し。元弘三年後醍醐天皇北勅小よ里國造  
季時神劍一柄残奉り賞として建武二年肥後國八  
代卿を寄附ふ事と見え。又懷橘談「黒澤弘忠承  
應二年不武藏より出雲までの景望事實を記せり」

中小大社の件 神代乃神寶も殘て多る。小やと尋  
ね侍ルバ。そもそも當社乃御寶多き中小神代より傳  
れ也。寶劍二柄所里し。元弘三年後醍醐天皇勅  
小よ里國造孝時神劍一柄你奉る賞として建武二  
年不肥後國八代卿を寄附し給ふ。綸旨なりと見  
せ侍る。今又一柄残て多る。乃神代より乃靈劍な  
れとて見せしに劍より柄直<sup>タチ</sup>小作附焉。劍なり云  
云。大社誌寶物品小神劍一柄古<sup>アガ</sup>二柄獻<sup>ミツ</sup>天皇主  
佐草、自清筆記小今所<sup>ニ</sup>在大社<sup>ニ</sup>之神一劍奇一代<sup>ニ</sup>之神一寶  
也。柄長五寸七一分有<sup>ハシマ</sup>。横<sup>ハシマ</sup>出<sup>ハシマ</sup>劍一口。旁其橫八一分與<sup>ハシマ</sup>縱二

寸壹分自柄頭至底二尺九寸七分室長二尺四寸以  
鐵製之濃其表且有薄繪按崇神紀武日照命私云  
天穗日命子又名武夷鳥命從天將來神寶藏出雲  
大神宮矣所謂其神寶之一乎雖爲國造敬遠之不能  
見之以刀室形量之偏反也謹考三種神品之一劍  
偏反也江家次第元日宴會下天皇着御帳中倚子內  
侍置璽劍於東札東柄又相撲召合下內侍置劍璽於  
大床子上東尽矣世傳大同年中豐前國神息者分劍  
爲刀是曰日本刀之始非也芳樹云自清の此說い  
とよろし劍の偏反する八皇國神代よりの制なり

兩刃の劍をミサ漢土不倣へるなり禁祕鈔寶劍  
壽永入海紛失之後院御時以後二十餘年被用清涼  
殿御劍仍以璽爲先而承元讓一位時有夢想自汗勢進  
之已來准寶劍以劍爲先也此劍普通薄繪也云云蓋  
神代寶劍以出自八雲立出雲元弘天子准之下勅於  
國造及此時人社有劍二枚國造孝時上其一劍畢且  
又延元二年天皇入御于吉野後歷五十六年後小松  
院御宇明德三年閏十月二日南帝熙成王尊号後入  
洛同五日三種神宝被奉渡之禁中其三種之一爲出  
自持乘大社神劍者矣疑哉など見えていとも明白

きことあらをやきてまゝ同年四月十一日小京都  
北注一進參一着して去る八日の合戰官軍利無くして  
上神助貞内河真員討死し高重源盛も手負ひけ  
りよし行在へ奏しけりよしなれば此等の事ふよ  
里て不や神領を寄附し給ひ大社典隆いとし朝廷  
乃安全供給を給ふ論旨を又にも賜わせける  
出雲國富庄氷室庄所被寄附也殊致大社典隆奉  
新朝廷之安全者論旨如レ此悉レ之以<sup>ス</sup>状

元弘三年四月十一日

勘解由次官

杵築大社神主館

同年五月三日勘解由次官藤原光守奉行して勅制  
北軍令三條を出され七日小六波羅落小及びけ  
さバ忠一顯朝臣以下乃諸將早馬立て行在を奏聞  
し十二日小還幸の爲議所里二十一日小車駕船一上  
山を發し文武百官戎衣扈從し山陰道曾經させ給  
ひ六月四日東寺へ臨幸成て五日小二條乃内裏へ  
還幸ましく八月三日より諸軍勢恩賞の沙汰行之  
此しよくなれハ大社北神助乃程頗も思しめ候せ  
給ひけむ神領一圓管領いと神事典行の論旨を  
賜はせけり

當社事取被止本所号也神領等一圓致管領可被與行神事者天氣如此悉之以狀

元弘三年十二月十日

宮内卿

杵築大社國造館

建武元年正月大内程伐修造らしゝ然ひ七月不い  
より大社造營比綸旨を奏願す

當社造營事任先例可被致其沙汰者天氣如件悉  
之以狀

建武元年七月五日

杵築大社國造館

宮内卿

まゝ建武二年五月子伯耆大夫判官義高肥後國北  
眾領の内を寄附せるそむ允許の論旨も今小傳ハ  
れど「義高の名和長年の男にて次太郎伯耆木  
夫判官正五位上左京大進檢非違使延元三年五月  
七二日於和泉國堺浦討死世七歳法名リ阿ヒ系譜  
子見元を」

肥後國八代庄地一頃分内高田郷内志紀河内村守進  
杵築大社之由被聞食畢者天氣如此悉之以狀

建武二年五月二十六日

大膳大夫

伯耆大夫判官館

主札を大社下ても神劍勅望の賞として賜ひ此を  
しよしに傳へて上小引る雲陽誌などふも見えた  
れと中頃より混まゝる傳へ直り清しまれ意本父  
みも見え丈たゞ名和氏紀事小引る肥後國八代庄  
地頭分内鞍楠村を熊野那智山へ寄附せるも同文  
小て同書小も義高宿領の主と云ひて寄附するを  
公處の允許比論旨なりといへるふとも知られ  
至そも／＼後醍醐天皇大社へ王道再興の御祈所ら  
せられて義兵を擧させ給ひて逆臣北条が徒八百  
餘家悉く七ひ四海太平朝廷靜謐の化小歸し勅願

成就所らせらば神劍勅望等の賞を詰きくも論旨  
を賜ひまじ中少當社事取被止本取号也神領等一  
圓致管領可被與行神事云云と行などや主とも  
そは賞小所」も召さて上件の如く深く尊信せ  
ばを給ひて元弘三年三月十四日小王道再興乃御  
祈所懸させ給ひおひたきて十七日小寶劍の代小  
用ひさせ給ひねべき神寶の内北御劍を勅望し給  
ひ四月十一日小京都北塔戦に官軍利無きふより  
て行在より木立、真隆朝廷乃安全ぞ祈ら也給ひ出  
雲國、國富、庄冰室、庄院寄附せりれ二條の内裡へ還

幸ましくて十二月十日下本所北歸止はせられ  
神領一圓管領し神事を典行せざよしの論旨  
賜ひ建武元年正月大内裡を修造らしめ給ひ大社  
造營北論旨を賜ひ建武二年五月不伯耆太夫判官  
の肥後國八代庄を寄附きも由緒あるとなり  
清しかく數度旨中王道再興北御前北古との  
之を大日本史にも記させ給へれど其外の事もか  
何ても世不知りぬる甚と嘆しく恨しき事なり殊  
不寶劍北御因縁なども神代不大國主神乃廣予を  
授けまほ乞うひて此矛をもちて天神御子國を

治め給を寧平安くましむと申し給ひし御靈  
も瀬を給へるふやと深く恩念するゝ事も無ふし  
もあらば「猶古の由別小附一錄小いふ負し」と  
もいとも尊きおとになむ然らず伯耆卷下四月朔  
日主上大山寺北衆徒等不仰せて擁現北内陣下云  
云乃劍何らべし取て奉ると勅誕何宣けば即て  
神體の膝下下納まりより御劍北有けるを奉らむ  
とを其頃備中小青江某と云ふ鍛冶所大山崖現  
北夢想ありて吾が劍斧ハ船上山乃君奉る可け  
れハ其の一代小長一尺八寸の劍を作里て實前に納

むべしまぬ是不五一步強ナニヤ在の劍タチ公も一振作至て  
船ボ上ヨ山マツ子獻シテと示現を蒙モリて即アリ其の如く作至て  
二振共不よほ大オホ山マツ持ハサウ參スルけりに折節内陣ナカジンより  
尋シ出スルある寶劍タチふ競クラフらるに青江シオコウ作至て參スルこり  
劍タチと寸一法少シテしも違ハズは侍メイジけれバ行在ヨリ召スルこ  
トシテまかヒ不撞現ハタツシテ詫ハタツシテ宣ハタツシテなりとぞ知シテこゝる即アリて件  
の二振行在ヨリ不獻ハタツシテける不彼の撞現ハタツシテ膝ハタツシテ下ヨリ  
取出ハタツシテる伏御ハタツシテ覽ハタツシテして是ハタツシテおとよと勅ハタツシテ諭ハタツシテ阿ハタツシテけりも  
不思議ハタツシテふイレ事ハタツシテふぞけハタツシテりといへどさてち寶劍タチ  
長ハタツシテ一尺八寸今一振ハタツシテ是不五一步強ナニヤれる青江シオコウ某ハタツシテの作

里ハタツシテより劍タチ一寸法少シテしも違ハズは侍メイジけりはとい處ハタツシテ  
今傳ハタツシテへさを給ハタツシテへる寶劍タチ一寸法ハタツシテも我輩ハタツシテ乃知シテり侍メイジけり  
ならぬ第論ハタツシテふ侍メイジからぬ事ハタツシテからら次ハタツシテ小ひ尺ハタツシテ寛文  
四年ハタツシテの記ハタツシテもてミルハタツシテへ違ハズへどとおぼハタツシテり如何ハタツシテ  
ふといふハタツシテ大ハタツシテ社ハタツシテふ傳ハタツシテハル百神劍タチ自清筆ハタツシテ記ハタツシテ自  
柄ハタツシテ頭ハタツシテ至ハタツシテ底ハタツシテ二尺九寸七分ハタツシテといへる本寛文四年五月  
二十五日ハタツシテ北記ハタツシテ本國乃國守松平出羽守直政朝臣  
の大ハタツシテ社ハタツシテへ詣ハタツシテ給ハタツシテいて大ハタツシテ社ハタツシテの神ハタツシテ寶ハタツシテ乃神劍タチを拜ハタツシテ給ハタツシテ  
て去年參ハタツシテ内の剝禁ハタツシテ中ハタツシテおて御寶ハタツシテ劍タチ岱ハタツシテいハタツシテ申ハタツシテ候ハタツシテ  
其ハタツシテ御劍ハタツシテ柄ハタツシテ鍔ハタツシテ御ハタツシテ神ハタツシテ劍タチ小ハタツシテ少シテしも無ハタツシテ相ハタツシテ違ハズ候ハタツシテ併ハタツシテ御

神劍と柄鍔ともにかねおて打延候禁中北御寶劍  
を柄鍔乃文形は如斯に木鞘にて有之候云云と  
のかとて給へてしむとを具記す「寛文三年  
四月二十七日靈元天皇の御即位ふつきて翌二十一  
八日ふ直政朝臣ハ參内あてしなりさるハ前一年寛  
文二年十一月九日幕府より釣命ありて甚も嚴重  
なる事ふし何より此バ寶劍をも拜見給ひしハミ  
るべき因縁こそ何より也」此御言葉よ今まちめ  
玉寶劍神劍共に見奉るこゝらして以をむきし能  
くかしあくぞ思ひ奉られけり何よりしお禁中北

寶劍と大社乃神劍とを拜み給ひし日天下不此時  
の國守より外ふをあわじシと甚も甚も恐く奪  
き事ふぞ思ひ奉らるゝ是よりても寶劍を大社  
小神代より傳れりしニ柄の内ならことをいよ  
ト諭るはくもと伯耆、卷北説を大仙乃衆徒の妄言が  
書記し生らう如何ふしても傳へ誤きるあり信し  
そク中ふ二振とゆへるも大社北神、劍二柄有しに  
據て宝劍を聞え其外獻丸々四月朔日といへる  
も三月十七日不行在より大社へ綸旨を賜をせて  
からうじて行在へ獻札の間も何へるあからに其

劍を御覽じて是おとよヒ勅諭何乞けりといへる  
を元弘二年三月美保聞よ主思ひの事はせ給ひし  
あとにし行幸ハ嚴密此程も然おと思召を給ひけ  
めとかしまくも思ひや里奉られぬ猶いわば大仙  
より寶劍獻是をしならば大仙へも其後賞岱下し  
給ひぬ事きをさをなくて大社へも數度ふ及びて  
其鑑一旨今も傳へれど柳三種北神畠乃おとを誰し  
の人も知らておえちるましくいみじき御寶有る  
中不今此寶劍此事實などお更に知る人も無く諸  
鈔ふもありさばれへいりてく其片端を左ふと去  
まひてよ

年七月松江乃城一下の片原町北宿にて其  
大旨行ひ称書記せ定しを今もと同し旅舎にて  
さけり書加へ川博く書見よらむ人猶よく正しう  
まひてよ

慶應四年三月朔日

天日閣宮神宮 富永指津謹稿

天下第一大吏

神妙第一要務輒以數尋小  
冊子攷證寫而精而確其辭

迺短而圓其意則活而長可

不謂之曰今矣一奇書哉

慶應戊辰三月初吉

古風書院主人松平元祐撰于

松江客捨



終

